島根県報

令和７年８月12日（火）
第　６４２　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

解除予定保安林　（森林整備課）　2

【公　告】

公共測量の実施（２件）　（技術管理課）　2

告　示

島根県告示第459号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和７年８月12日

島根県知事　丸　山　達　也

１　解除予定保安林の所在場所

益田市匹見町道川イ1030－３、イ1030－４、イ1108－２からイ1108－４まで、イ1109－19、イ1109－20、イ1110－２からまでイ1110－６、イ1110－10からイ1110－12まで、イ1146－２、イ1165－２、イ1182－３、イ1182－４、イ1200－７、イ1200－８、イ1201－49からイ1201－59まで、イ1201－61からイ1201－63まで、イ1201－67からイ1201－69まで

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

指定理由の消滅

公　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月12日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

２　作業期間

令和７年７月29日から同年12月26日まで

３　作業地域

益田市久城町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月12日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（用地測量）

２　作業期間

令和７年７月28日から同年11月11日まで

３　作業地域

雲南市木次町山方地内